

3 学振第 8 9 8 号  
令和 3 年 7 月 9 日

各私立学校設置者 様  
各私立学校長 様

愛知県県民文化局長  
( 公 印 省 略 )

「まん延防止等重点措置」から「愛知県嚴重警戒措置」への移行に伴う私立学校の対応について (通知)

このたび、令和 3 年 7 月 11 日に本県においては、「まん延防止等重点措置」が解除されますが、令和 3 年 7 月 12 日から「愛知県嚴重警戒措置」が実施されることに伴い、別紙 1 のとおり知事からメッセージが発出されました。

このことを受け、令和 3 年 7 月 9 日付け 3 教保第 4 3 0 号で愛知県教育委員会事務局長から各教育事務所長・支所長及び各県立学校長あてに、別紙 2 のとおり通知されましたので、これらを参考に、新型コロナウイルス感染症対策の徹底に努めていただきますようお願いいたします。

担 当 県民生活部学事振興課  
私学振興室認可グループ  
電 話 0 5 2 - 9 5 4 - 6 1 8 8  
F A X 0 5 2 - 9 7 1 - 9 8 8 9  
電子メール shigaku@pref.aichi.lg.jp